

一般社団法人生活互助支援の会

【生活支援サービス契約書】

一般社団法人生活互助支援の会（以下「事業者」といいます。）と利用者（以下「利用者」といいます。）は、事業者が利用者に対して提供する生活支援サービス（以下「生活支援サービス」といいます。）について、次のとおり契約します。

（契約期間）

第1条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日 から、利用者から契約終了の申し出があるまでとします。

（生活支援サービスの内容と利用料金）

第2条 事業者が利用者に対して行う生活支援サービスの内容と料金（全て税込）は次のとおりです。

- 1 買い物付添い（商品選びの付添い、会計手伝い、荷物運びなど、買い物に係る一連の行為の手伝い）1回3,000円（車を使用した移動を伴う2カ所目の店は500円追加）※軽井沢町と御代田町の店舗に限ります。
- 2 通院付添い（車の乗降介助、受付や会計の手伝い、院内の移動介助、診察同席、薬局での薬の受取り、受診内容の記録、救急搬送の付添い、入退院時の準備など、受診や入退院に係る一連の行為の手伝い）1回5,000円（2科受診は1,000円追加、通院の帰りに買い物をする場合は1,000円追加）※居住地の近隣の病院に限ります。
- 3 その他、生活支援サービス 1時間3,000円
- 4 1 2 3 の生活支援サービス利用時に一体的に行う車による送迎（希望者のみ） 無料

（生活支援サービスの申込方法）

第3条 利用者は事業者对生活支援サービスを希望する旨を電話で申込み、その後双方協議の上で内容と日時を決定します。

2 初回申込時のみ、事業者は事前に利用者のご自宅に訪問し利用者との面接をして、生活支援サービス提供時の注意事項を確認します。

（生活支援サービス提供の記録）

第4条 事業者は、生活支援サービスの実施ごとに内容等を記録票に記入し、生活支援サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。

（料金の支払い）

第5条 料金は生活支援サービス終了後に現金でお支払い頂くか、後日集金またはお振込みにてお願いします。【お振込先】八十二銀行 中軽井沢支店 普通 587639 一般社団法人生活互助支援の会

2 キャンセルする場合、キャンセル料はかかりませんが、分かり次第なるべく早くご連絡ください。また利用者が生活支援サービス利用料金を支払わない場合は、次のサービスは提供できません。

（相談・苦情）

第6条 事業者は、利用者およびそのご家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、生活支援サービスに関する利用者およびそのご家族の要望苦情等に対し迅速に対応します。

（個人情報等の使用等及び守秘義務）

第7条 事業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た利用者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。又、事業者は、事業者の従業員に対して、同様の義務を負わせるものとします。この守秘義務は従業員退職後、及び、本契約終了後も同様とします。

(緊急時の対応)

第8条 事業者は、現に生活支援サービスの提供を行っている時にご利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(損害賠償)

第9条 事業者は、全国社会福祉協議会の福祉サービス総合保障保険に加入しています。生活支援サービスの提供にともなって、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2 第2条④の車による無料送迎時に交通事故が発生し、その結果損害が生じた場合は、ドライバーが加入する車両保険(対人対物無制限)の補償範囲で補償いたします。

3 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

- 1 利用者又はそのご家族様が生活保障サービス提供のために必要な事項に関する聴取及び、確認に対して、故意にこれを告げず又は、不実の告知を行なったことに起因して利用者又はそのご家族様に損害が発生した場合
- 2 利用者の身体上の素因による急激な体調の変化、その他事業者の提供した生活支援サービスを原因としない事由により利用者に損害が発生した場合
- 3 利用者の金銭その他の財産が事業者の責めに帰すべからざる事由により紛失した場合
- 4 利用者が必要な生活支援サービス提供のために、利用者又はそのご家族の所有物品を通常の使用方法により使用したにもかかわらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合
- 5 上記に準じる場合

(本契約に定めのない事項)

第10条 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

苦情等対応窓口：一般社団法人生活互助支援の会 居宅介護支援事業所 OneLife軽井沢

電話番号 050-1808-2434 受付時間等 : 24時間

(裁判管轄)

第11条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

契約締結日 年 月 日

生活支援サービスの提供開始にあたり、本契約書に基づいて契約を締結いたしました。

<事業者>

所在地 長野県北佐久郡軽井沢町長倉2484-15
事業者 一般社団法人生活互助支援の会

代表理事

<利用者>

氏名

<代理人>

氏名

本人との関係 ()